
2025年度 (令和7年度) 事業計画

自2025年(令和7年)4月1日
至2026年(令和8年)3月31日

2025年度（令和7年度）事業計画

目次

| | |
|---|---|
| 総論 | 1 |
| 各論 | 2 |
| I 公益目的事業 | 2 |
| 第1章 相談・助言 | 2 |
| 1 海外の送出国機関、本邦の監理団体・実習実施者、外国人材の受入れ機関・支援機関ほか関係機関への相談・助言 | |
| （1）海外の送出国機関等との相談等の実施 | |
| （2）監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に対する相談等の実施 | |
| 2 技能実習生等への相談・助言 | |
| （1）技能実習生及び特定技能外国人等に対する相談等の実施 | |
| （2）技能実習及び特定技能の継続が困難となった外国人等に対する支援 | |
| 第2章 講習・人材育成 | 3 |
| 1 円滑な送出し・受入れ支援事業 | |
| （1）送出国支援セミナーの開催 | |
| （2）受入支援セミナーの開催 | |
| 2 法令等の周知徹底のための講習会の開催 | |
| （1）養成講習の開催 | |
| （2）講師派遣の実施 | |
| 3 成果向上支援事業 | |
| （1）日本語指導に関するセミナー等の開催等 | |
| 4 技能実習生保護事業 | |
| （1）技能実習生等に対する法令等の周知 | |
| （2）安全衛生教育の推進 | |
| （3）技能実習生等に対する母国語情報提供 | |
| 第3章 調査・資料収集 | 5 |
| 1 技能実習制度等の運営実態や関連する法令等に関する協議・情報収集 | |
| （1）海外関係機関との連携及び協議、情報の収集・提供 | |
| （2）国内関係機関等との連携及び協議、情報の収集・提供 | |
| 2 技能実習や特定技能等の外国人材の受入れ制度の運営実態等に関する調査 | |
| 第4章 その他の事業 | 6 |

| | | |
|------------|--------------------------------|----------|
| 1 | 技能実習生及び監理団体・実習実施者への評価付与、認定支援事業 | |
| | (1) 技能実習1号から技能実習2号への移行評価の実施 | |
| | (2) 技能実習生受入れ事業の評価・認定 | |
| | (3) 技能実習生の技能修得の促進 | |
| 2 | 技能実習生の日本語作文コンクールの表彰と支援 | |
| | (1) 日本語作文コンクールの実施 | |
| | (2) JITCO 交流大会の開催 | |
| 3 | 広報啓発推進事業 | |
| | (1) 各種パンフレット・ガイドブック等の出版 | |
| | (2) 総合情報誌「かけはし」の発行 | |
| | (3) ホームページの管理運営及び迅速かつ広範な情報提供 | |
| | (4) 教材等の刊行・提供 | |
| II | 共益事業 | 8 |
| | 入国・在留関係申請書類等の点検・提出・取次ぎサービスの実施 | |
| III | 収益事業 | 8 |
| | 外国人技能実習生総合保険・特定技能外国人総合保険の普及 | |
| IV | 法人管理 | 8 |
| | 公益財団としての管理運営業務の推進 | |
| | (1) 公益財団の健全経営の推進 | |
| | (2) 公益財団の管理運営 | |
| | (3) 公益財団の事業推進体制の整備 | |
| | (4) 賛助会員管理体制の整備 | |

【2025年度（令和7年度）事業計画】

総論

「技能実習」及び「特定技能」の在留資格を有する外国人労働者の数は、2024年10月末時点で合計約67万8,000人に達し、前年同月と比べて約12万7,000人増加した。外国人材は、国内における人手不足を補うだけでなく、地域社会や多文化共生の担い手として、我が国の将来にとって重要な役割を果たす存在となりつつある。このような状況を踏まえ、2024年6月には技能実習制度に代わり人材確保と人材育成を目的とする「育成就労制度」を創設すること、一定の条件の下で外国人本人の意向に基づく転籍を認めることなどを柱とする「育成就労法」が成立し、2027年度の早い時期から施行されることとなった。同制度が施行されれば、現在、技能実習生等の外国人材を受け入れている企業・団体をはじめ、外国人材の活用を求める産業全体にも大きな変化や影響が及ぶことが予想される。

こうした事業環境の下、当機構は2025年度においては、引き続き制度改正に向けて迅速かつ確かな情報提供を行うとともに、新たな制度への移行及び特定技能の拡充に向けた支援メニューを準備していくこととする。

また、近年の社会のデジタル化の進展を踏まえつつ、入国・在留諸申請書類のオンライン点検取次サービスの拡充やオンライン講習・ウェビナーの大幅な増加等に注力することにより、企業・団体等にとってより利便性の高いサービスを提供していく。

さらに、制度利用者のニーズの変化に対応した特定技能制度関連サービスの拡充や新たに外国人材の受入れの検討を始める企業・団体等に対する相談・情報提供等にも幅広く取り組み、外国人材受入れのサポート体制の強化に取り組んでいく。

当機構は、技能実習制度及びその後継である育成就労制度、さらに特定技能制度の利用者や関係者に対する総合的な支援事業を通じ、多文化共生社会の実現や日本と送出国双方の持続的な発展に貢献していく。

各 論

I 公益目的事業

第1章 相談・助言

1 海外の送出国機関、本邦の監理団体・実習実施者、外国人材の受入れ機関・支援機関ほか関係機関への相談・助言

(1) 海外の送出国機関等との相談等の実施

技能実習、特定技能等の制度の普及と円滑化のために、送出国政府や送出国機関等と情報交換を行うとともに課題解決のための協議を実施していく。また、送出国政府、送出国機関等からの相談に対して、制度の内容理解が促進されるよう、助言を行う。

さらに、2027年度施行予定の育成就労制度を見据えて、送出国各国で混乱が生じないように迅速かつ的確な情報提供を行っていくこととする。

(2) 監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に対する相談等の実施

① 入国から帰国までの各段階における総合的な相談の実施

技能実習や特定技能等の制度の活用を検討している関係者や技能実習生・特定技能外国人等を受け入れている監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に対し、技能実習生・特定技能外国人等を円滑に受け入れるために必要な法令や各種手続等に関する総合的な相談支援を、本部及び地方駐在事務所において行う。制度の活用を検討している企業に対しては、監理団体・登録支援機関等の情報提供を行う。また、技能実習制度の適正運用を促進するため、「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業」の受託実績を踏まえ、監理団体及び実習実施者に対するコンサルティングを強化する。

② 地方駐在事務所による支援の実施

地方駐在事務所が監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等を実際に訪問するなどして、技能実習生・特定技能外国人等の受入れに関する相談に応じるとともに、法令の遵守（人権の確保を含む）に向けた支援を行う。また、技能実習、特定技能等の制度に関する有益な情報や意見等を収集・提供する。

③ 労務管理・安全衛生・人権の確保のための支援の実施

技能実習生・特定技能外国人等の労務管理・作業の安全衛生・人権の確保を促進するため、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に対する啓発・支援を行う。

2 技能実習生等への相談・助言

(1) 技能実習生及び特定技能外国人等に対する相談等の実施

技能実習生及び特定技能外国人等に対し、電話・メール等による相談・支援を実施する。

(2) 技能実習及び特定技能の継続が困難となった外国人等に対する支援

実習実施者及び特定技能所属機関等の倒産等により活動の継続が困難になった外国人に対して、転籍や帰国に係る必要な助言等の支援を行う。

第2章 講習・人材育成

1 円滑な送出し・受入れ支援事業

(1) 送出国支援セミナーの開催

送出国政府の協力の下に開催する送出国機関に対するセミナー等を通して、技能実習・育成就労・特定技能等の制度の説明や日本語教育支援等の、送出国機関への各種支援を図る。

(2) 受入支援セミナーの開催

- ① 技能実習生・特定技能外国人の受入れ関係者や受入れを検討している者等を対象に、制度に関する説明会を開催する。また、登録支援機関・特定技能所属機関等の実務担当者を対象に、特定技能外国人の受入れに係る入国・在留諸申請書類等の作成（書き方）及び特定産業分野ごとの固有の留意事項等の受入れ実務の理解促進を図ることを目的としたセミナーを開催する。
- ② 監理団体・実習実施者や登録支援機関・特定技能所属機関等を対象に、育成就労制度に関する最新情報等、ニーズに即したテーマの講習会を開催する。
- ③ 出入国・在留手続の申請等取次ぎの実務及び留意事項の理解促進を図るため、出入国管理の現状、関係法令及び申請取次制度に関するセミナーを開催する。
- ④ 技能実習制度の適正運用を促進するため、「外国人技能実習生のための雇用環境改善促進事業」の受託実績を踏まえ、監理団体・実習実施者を対象とするセミナーの開催を強化する。

2 法令等の周知徹底のための講習会の開催

(1) 養成講習の開催

技能実習制度の養成講習機関として、監理責任者等講習、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習及び生活指導員講習を開催する。

(2) 講師派遣の実施

監理団体、登録支援機関等の関係機関等からの依頼に基づき講師派遣を行い、適正な技能実習生や特定技能外国人等の受入れに係る制度等の理解を支援するほか、技能実習や特定技能等の制度を広く周知する。

3 成果向上支援事業

(1) 日本語指導に関するセミナー等の開催等

外国人材に対する日本語指導のポイントや、やさしい日本語による円滑なコミュニケーションの工夫等に関するセミナーを開催する。また、日本語指導に関する各種相談に応じるとともに、日本語教材や素材を掲載したウェブサイト「JITCO 日本語教材ひろば」の運営及びオンライン日本語学習コンテンツの提供を行う。

4 技能実習生保護事業

(1) 技能実習生等に対する法令等の周知

講習の適正な実施を支援するため、監理団体等が入国後講習期間中に行う「技能実習生の法的保護に必要な情報」等に関し、技能実習法令・入管法令・労働関係法令・不正行為への対応に精通した専門講師を派遣する等の支援を行う。

(2) 安全衛生教育の推進

危険、有害な作業に伴う労働災害等を防止するため、技能実習生や特定技能外国人等が業務に従事するにあたって必要となる各種技能講習等の受講機会の拡大に向けて情報提供を行う。

(3) 技能実習生等に対する母国語情報提供

① 「とも」の作成

技能実習生や特定技能外国人等に対し、制度や日本の生活に関する母国語による情報提供を目的に、季刊誌「とも」を作成しホームページ及び SNS (Facebook 等) に掲載する。

② 母国語表記の教材の作成・提供

技能実習や日本での生活に役立つ各種教材を技能実習生や特定技能外国人向けに母国語で作成し、提供する。

第3章 調査・資料収集

1 技能実習制度等の運営実態や関連する法令等に関する協議・情報収集

(1) 海外関係機関との連携及び協議、情報の収集・提供

① 送出国政府・関係機関等との協議

送出国政府・関係機関等と密に連携し協議と情報交換を積極的に行い、技能実習や特定技能等の制度について、制度の普及と円滑化を図ると共に、送出国政府要人等の訪問に積極的に応え、在京大使館との連携も推進する。また、育成就労制度に関しては、送出国側関係者に混乱が生じないように迅速かつ確かな情報提供を、ビデオクリップ等も活用して行っていくこととする。

② 送出国情報の収集・提供

監理団体等が、送出機関からの受入れを円滑に行えるよう支援するため、送出国の概況をビデオクリップ等を通じて提供するとともに、送出機関情報を監理団体等からの求めに応じて提供する。また、技能実習生や特定技能外国人等の送出しに係る送出国における詳細な状況について各種の調査を通じて収集し、監理団体等へ情報提供する。

③ 送出機関と監理団体等との情報交換会等の開催

送出国事情等について監理団体等へ説明するセミナー等を開催する。また、送出機関と監理団体等とのマッチングイベントや情報交換等を目的とする会合（オンラインを含む）を、状況に応じて開催する。

(2) 国内関係機関等との連携及び協議、情報の収集・提供

① 技能実習制度の適正化を図るため、外国人技能実習生受入れ団体中央・地方連絡協議会と適宜情報交換を行う。

② 監理団体・実習実施者、登録支援機関・特定技能所属機関等との地域情報交換会を開催し、技能実習、特定技能等の制度等に関する情報を提供するとともに、制度関係者同士の情報交換の場を提供する。

2 技能実習や特定技能等の外国人材の受入れ制度の運営実態等に関する調査

技能実習や特定技能等の外国人材の受入れ制度の効果的な活用や適正な実施等を推進するため、制度に関する好事例等の各種情報を収集し、ホームページ等により公表する。

第4章 その他の事業

1 技能実習生及び監理団体・実習実施者への評価付与、認定支援事業

(1) 技能実習1号から技能実習2号への移行評価の実施

① 修得技能等の評価

行政による委託事業がある場合には、技能実習1号から技能実習2号への移行評価支援を行う。

② 技能実習計画の作成支援

監理団体・実習実施者が適正かつ効率的に技能実習計画を作成できるよう、移行対象職種・作業等に関する相談を中心に必要な助言を行う。

③ 技能実習移行対象職種・作業の周知

技能実習移行対象職種・作業の追加や審査基準の変更等について、ホームページ等により監理団体・実習実施者に対して周知を行う。また、試験実施機関との情報交換会を開催し情報収集に努め、適切な技能実習計画履行、技能実習生の効果的な技能修得に資する情報を発信する。

(2) 技能実習生受入れ事業の評価・認定

適切かつ効果的な技能実習の実施を図るため、監理団体等からの要望がある場合には、監理団体等の行う技能実習生受入れ事業を評価・認定する。

(3) 技能実習生の技能修得の促進

行政による委託事業がある場合には、所定の技能実習を履修した技能実習生に対して、技能実習修了証書を交付する。

2 技能実習生の日本語作文コンクールの表彰と支援

(1) 日本語作文コンクールの実施

技能実習生の日本語能力の向上に資するため、外国人技能実習生日本語作文コンクールを実施する。

(2) JITCO 交流大会の開催

技能実習や特定技能等の制度等の更なる成果向上と監理団体・実習実施者、登録支援機関・特定技能所属機関等との情報共有を目的として、JITCO 交流大会を開催し、関係機関等による各種講演等を実施する。

3 広報啓発推進事業

(1) 各種パンフレット・ガイドブック等の出版

① 各種パンフレット・ガイドブック等

技能実習や特定技能等の制度に関する各種パンフレット・ガイドブック等を日本語や外国語で作成し、その普及と利用促進を図る。また、当機構の業務内容の説明や制度の解説を掲載した総合パンフレットを配布するとともに、ホームページに掲載する。

② アニュアルレポート（年次報告書）の公表

当機構の業務状況等を取りまとめ、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に提供する。

(2) 総合情報誌「かけはし」の発行

技能実習生や特定技能外国人等の円滑な受入れ等に資するため、総合情報誌「かけはし」を年4回発行し、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に提供するとともに、ホームページに掲載する。

(3) ホームページの管理運営及び迅速かつ広範な情報提供

① 日本語及び英語に対応したホームページを運用し、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等を含む広範な対象者向けに、当機構の役割・事業や技能実習・育成就労・特定技能等の制度に関する重要な情報等を的確・迅速に発信する。

② ホームページに対する不正なアクセスやハッキング等の脅威に備えつつ、迅速な情報提供のため、ホームページを安定的に運用する。

③ プレスリリースの発信や外部媒体への記事掲載など、マスメディアを活用しより広範な対象者向けに、技能実習・育成就労・特定技能や当機構の活動について情報発信する。

(4) 教材等の刊行・提供

技能実習や特定技能、育成就労等の制度の解説書や入国・在留手続に必要な申請書類の記載例集、日本語教育教材、健康管理及び安全衛生に関する教材、技能実習や特定技能等の業務の実施に必要とされる用語集等を刊行し、提供する。また、IT時代における情報閲覧環境のデジタル化の進展に対応するため、各種教材等の電子化を進め、逐次利用者へ提供する。

ネット上で購入の申し込みや一部の決済が完了する教材販売のオンラインショップ、有料・無料の動画コンテンツや電子ブックなどを配信するサイトを運営する。

II 共益事業

入国・在留関係申請書類等の点検・提出・取次ぎサービスの実施

技能実習生や特定技能外国人等の円滑な受入れを支援するため、監理団体・実習実施者、特定技能所属機関・登録支援機関等に対し、地方出入国在留管理局への入国・在留諸申請書類の点検・取次ぎサービスを提供する。また、オンライン点検・取次ぎサービスの利用拡大に努める。

技能実習に関しては、外国人技能実習機構への技能実習計画の認定申請書類の点検・提出サービスも行う。

III 収益事業

外国人技能実習生総合保険・特定技能外国人総合保険の普及

技能実習生、特定技能外国人等が日常生活において負傷したり病気になったりした場合に、治療費の自己負担部分を懸念することなく安心して技能実習や特定技能の業務等に専念できるようにするため、また、第三者への法律上の損害賠償及び死亡・危篤時の親族による渡航・滞在費用等の出費に備えるため技能実習生、特定技能外国人にかかわる保険制度の周知を図る。

育成就労制度もみすえた商品見直しを保険会社と連携しながら着手する。

IV 法人管理

公益財団としての管理運営業務の推進

(1) 公益財団の健全経営の推進

① 経営の健全化推進

収入の確保と経費の削減・合理化の推進、費用対効果の意識を徹底した事業の執行、事業活動の透明性・適格性の確保、事業の計画的・効率的な執行等を基本としてさらなる経営の健全化を推進する。

② 事業の効率的な執行

職員の能力発揮の推進、職場管理の徹底及び人材の有効活用等による効率的な事業の推進を図る。

③ 事務の簡素・合理化の推進

業務執行体制や各種規程等の見直し、事務の簡素化・合理化を推進する。

④ 国への要望

各種会議の場や関係機関との意見交換等を通じ、健全な事業推進に必要な技能実習・

特定技能等の制度等の改善に対する要望等を行う。

(2) 公益財団の管理運営

① 理事会・評議員会の開催

理事会・評議員会を定期的に又は必要に応じて開催し、事業計画及び予算や事業報告及び決算等について議決、承認を得る。

② 監査法人による外部監査の実施

会計の健全性と透明性を確保するため、監査法人による外部監査を実施する。

(3) 公益財団の事業推進体制の整備

① 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策について、職員への教育、技術的対策の導入等、効果的な施策を推進する。

② 情報システムの運用及び改善

基幹業務システム（JBIS）等の更なる安定稼働と信頼性の確保に継続して努めるとともに、機能改善を推進する。また、監理団体等における申請書類等作成の迅速処理のため、当機構が製作・提供する IT システムである JITCO 総合支援システム（JITCO サポート）の改善及び機能追加の改修を行い、利用の促進を図る。

そのほか、各部署にて使用する顧客情報、会計、販売、通信等の各種システム間にて、情報連携の改善を推進する。

③ 職員研修の充実

役職別研修・ビジネススキル研修等の効果的な実施及び自己啓発の奨励を通じて職員の資質の一層の向上に努めるとともに、組織としてのスキル・ノウハウの継承・発展を図る。

④ 本部・地方駐在事務所の体制整備

本部及び地方駐在事務所について、業務量等を考慮した適切な人事配置を行うとともに、制度利用者が相談しやすい環境整備に努める。

(4) 賛助会員管理体制の整備

当機構の活動内容や趣旨に賛同される監理団体・実習実施者、特定技能関係者等に対して、積極的に賛助会員制度の周知と賛助会員加入推進を図るとともに、適正に入退会管理等を実施する。また、賛助会員への情報提供等を迅速に行うため、メールマガジン等による情報発信を行う。

以上